

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第110条第1項公団及び前項の規定に基づく、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業竹田地区土地区画整理事業の次の表に記載する者に対する清算金通知は、送付すべき場所を確認することができないので、同法第133条第1項の規定により当該通知書の送付に代えてその内容を別紙のとおり公告する。

平成23年12月21日

京都市長 門川 大作

書類の送付を 受けるべき者	住所	京都市伏見区竹田中島町286番地
	氏名	金 正和

清算金交付通知書

金 正和 様

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
都市計画事業竹田地区土地区画整理事業

施 行 者 京都市

代 表 者 京都市長 門 川 大 作

京都市土地区画整理事業清算金等徴収及び交付事務規則第4条第3項の規定に基づき、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業竹田地区土地区画整理事業の清算金について、下記のとおり通知します。

記

清 算 金 額	¥ 1 2, 7 0 0 円
供 託 日	平成 2 4 年 1 月 3 1 日（予定）
供 託 場 所	京都地方法務局

(説 明)

- 今回通知致しました清算金額は、貴方様が竹田地区土地区画整理事業地区内にお持ちの土地についての交付すべきものでありますが、同土地には、抵当権が設定されており、京都信用保証サービス株式会社様から供託不要の申出がないため清算金を京都地方法務局に供託いたします。
- 供託金の受け取りには概ね以下のような書類が必要となります。
 - 供託通知書—法務局から送付されます。
 - 供託金払渡請求書—供託所（京都地方法務局）に備え付けてあります。
 - 実印と印鑑証明書—印鑑証明書は作成後3か月以内のものがが必要です。
 - 債権者の支払同意書
- 供託金の受け取りは、京都地方法務局（京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町 197）に必要な書類を提出して行います。

なお、詳しくは、京都地方法務局（075(231)0131(代表)）にお問い合わせください。